

# 一般社団法人日本生理人類学会 選挙管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本生理人類学会（以下「本会」という。）の選挙管理委員会について定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、本会の代議員選挙及び役員候補者選出選挙の管理を行う。

(構成)

第3条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長及び選挙管理委員で構成される。

2 選挙管理委員は3名とし、理事会において選任し、会長が委嘱する。

3 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

4 選挙管理委員会は、必要に応じて開票時の立会人を指名することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人日本生理人類学会設立の日から施行する。

2020年10月10日 第3条4項を追加する。